

【会議録】

主 題 令和7年度 第1回つくばみらい市障がい者支援協議会

- 日 時：令和7年7月28日（月）午後2時～
- 場 所：つくばみらい市役所伊奈庁舎3階 大会議室
- 出席委員：原口朋子委員、大久保安雄委員、君嶋俊樹委員、菊池芳江委員、山迫美晴委員、賀内洋介委員、宮本瞳委員、石田奈津子委員、荒井栄司委員、鈴木恭子委員、金子優花委員、小谷野卓巳委員、柴山亮委員 以上13名
- 欠席委員：安河内崇代委員 以上1名
- 事務局：社会福祉課 高瀬課長、倉持課長補佐、加瀬主査（進行）
兼重主事、齊藤主事
- 傍聴人：2名

全体会開会（午後2時00分）

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議事（会長が議長となる）

- （1）第7期障がい福祉計画・第3期障害障がい児福祉計画の事業実績（令和6年度分）
について

【事務局説明】

【質疑・応答】

委員1：居宅介護だが、見込み量より実績が少なくなっている。どのように見ているのかを聞きたい。

事務局：居宅介護については、相談支援専門員の方々も苦勞しているところだと思う。サービス提供事業所が少ないことが、実績が少なくなっている要因の一つと捉えている。利用希望者が希望通りの支援を受けることが出来なかったり、希望があっても利用できない可能性もあるため、言わない方もいらっしゃるのではないかと考えている。そんな中、市内に新規で居宅介護の事業所を開設してもらえそうな話も聞こえてきているので、少しでも改善していければと願っている。

委員1：精神疾患の利用者ですと、支援者との相性もあったり、体調の変化でキャンセルが多いということもあったりするので、難しい問題だと思っている。

(2) 就労選択支援について

【事務局が説明】

【質疑・応答】

委員 2 : 就労選択支援のサービスを受けるに当たり、本人の希望はどの程度反映されるのか。今現在通所している事業所で、本人の希望を聞き取るような機会を設けてもらえるのか。あるいは、親に対して、就労選択支援というものがあるという説明があるものなのでしょうか。

事務局 : 就労選択支援については、原則、新規の方の利用となっている。就労継続支援 B 型を利用している方については、本人の希望に応じて利用できるようになっている。ご本人に対して、より良いサービスの提供ができるようにしていきたいと考えている。今現在、就労継続支援 B 型利用者全員に市から案内を出すことは考えていない。相談支援専門員と相談しながら進めていきたい。手を挙げてくれた事業所がどれだけあるかを見ながら対応を検討していきたい。

委員 3 : つくばみらい市内で就労選択支援事業を検討してくれている事業所があるのか。特別支援学校の生徒について、就労選択支援が間に合わないため従来通りの対応をしていくという自治体の声も聞こえてくる。

事務局 : つくばみらい市内で手を挙げてくれている事業所は、今のところない。近隣からも就労選択支援を始めるといった声が聞こえてこないで、特別支援学校の生徒への対応は、従来通りの対応を行っていく予定である。

委員 4 : 近隣自治体でも、はっきりと 10 月から就労選択支援を開始するといった声は聞こえてこないで、従来通りでといった方向となっている。今年の 3 年生についても従来通りの対応を行っていく予定。今後、つくばみらい市内で就労選択支援を開始されれば、個人的な意見として、対象としているタイミングは、高校 1 年の 3 学期もしくは高校 2 年の 1 学期を想定している。現状、高校 2 年の 6 月から現場実習を始めており、早い段階で就労選択支援を利用することが出来れば、現場実習をやっていくに当たり、本人もご家族も、どのサービスを目指して実習先を選択していけばよいかの目途を立てやすくなると思う。就労選択支援を利用する時期として、少し早いのではないかという声も聞かれるが、個人的には、早い段階で就労選択支援を利用して、方向性を助言いただき、その方向に進んでいけ

たほうがいいのではないかと思っている。各自治体の判断を注視しながら、一緒に相談していきたいと思っている。

委員5：必ず一般就労に行くためのものというよりは、A型、B型、一般就労がいいのかのスクリーニングをかけるために事業化したものだと感じている。国がイメージしているものは、初めての人に対し、より確実に、その人に合ったところに繋げたい、というところに力を入れたものだと思う。今現在A型、B型に繋がっていて、繋がったからそれでいいのか、ということにもなるし、相談支援専門員が各事業に繋がってれば、必ずモニタリングはしているはずなので、そこでつないで終わりになっている相談支援専門員が問題である。果たして今が適正なのか、より利用者に合っているかどうかを相談支援専門員が関わっていく必要があると思っている。既にサービスに繋がっている人については、相談支援専門員が頑張る部分だと感じている。

委員6：10月から開始するには以前は直Bという問題があったが、形骸化されてきていた。障がい者がどのような働き方が自分に合っているのか、まずはアセスメントをする、その人の特徴や強みを把握して判定していく。これまでよりも働くという面では整合性が高くなる。その中で、働くということが決まっていくことになる。従って、10月からは、新規でのB型利用希望者から開始となる。ただし10月開始だが、10月から開始するには、8月にサービスの指定申請を提出しなければならない。みなさんが話しているように、就労選択支援を行う事業所がないが、実際、就労選択支援の指定要件が厳しいのである。この事業が本当に10月から開始できるのかという懸念がある。指定要件は、就労者を過去3年間で3名以上の就労者を出しているとなっている。コロナ渦の影響があったが、基準が高いので、受けることが厳しい。茨城県では、指定を受けるための資料がまだ出ていない。色々意見はあるだろうが、10月から新たにサービスを受ける方については、就労選択支援を受けなければならないという点は理解してもらいたい。

委員7：部屋をもともと多めに作っている事業所は少ないと思う。就労選択支援を行うために、増築をするのか、また人員を補充するなど結構なコストがかかる。ある程度力のある法人でないと10月から開始するのは厳しいのではないかと考えている。

3. その他（機能強化型サービス利用支援費について）

【事務局が説明】

【質疑・応答】

委員 8 : 相談支援事業所で相談支援専門員をしており、1人で概ね業務を行っている。複数の事業所での連携は魅力的で内部でも話したりしているが、24時間体制であったり、非常に厳しいかなと感じている。事業所で引き受けた場合は、1人で対応していかなければならなくなる。また担当者が変更になった時、次の職員が対応していけるのかなど、検討していかなければいけないことが多々ある。

委員 9 : この一体的の話だが、2月の研修会で取り上げた内容であり、今回具体的に話が進んでいる。もちろん報酬が上がるのが本音だが、事業所間の連携が進んでいくことだと思う。

議長 : 1人職場が多いということもあり、1人で抱えてしまうということもあるので、協働でやっていくことでプラスになることもあるだろうし、やればやるほど収支が厳しくなるので、現状少しでも改善する方向になればいいかなと思っている。

4. 閉会

【配布資料】

- ① 会議次第
- ② 第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の事業実績（令和6年度分）について
- ③ 就労選択支援について
- ④ 機能強化型サービス利用支援費について